

ISAP 6 の公開草案の概要と論点

藤澤陽介*

概要

本稿では、国際アクチュアリー会が公表した ERM プログラムに関するモデル実務基準 ISAP 6 の公開草案を紹介するとともに、日本の実務を踏まえた論点整理を行う。

キーワード：ERM、リスク管理、ICP、ISAP、実務基準

1 はじめに

国際アクチュアリー会は、2017 年 10 月 17 日に ISAP 6 の公開草案¹を公表した。本稿では、当該公開草案の概要について紹介したい。

国際アクチュアリー会のプロフェッショナルリズム原則²によると、プロフェッショナルリズムの定義は、「知識と専門技能」「価値と行動」「専門職としての説明責任」という 3 つのハイレベルな原則に基づくものとされる。この「専門職としての説明責任」の要素の 1 つに行動規範がある。そして、行動規範と実務基準の関係を “The code of conduct will also require the actuary to comply with the applicable standards of practice set by actuarial bodies and other stakeholders, including the regulatory

roles of actuaries and any applicable legislation.” と規定している。日本のアクチュアリー会で言うと、the code of conduct はアクチュアリー行動規範、the applicable standards of practice は実務基準、そして実務基準を設定する actuarial bodies は日本アクチュアリー会が対応する。例えば、「生命保険会社の保険計理人の実務基準」であれば、その第 1 条に『この実務基準は、法第 120 条の規定に従い、生命保険会社において選任された保険計理人が、次条の職務を遂行する場合の実務の標準的な基準を、公益社団法人日本アクチュアリー会が示したものである。』とあるように、これは the regulatory roles of actuaries に該当する実務基準と解される。一方、ERM については、保険計理人と異なり、法令上のアクチュアリー役割は規定されていない。

実務基準の便益については賛否両論が存在する。IAA リスクブックの第 3 章専門職基準では、以下の 3 つの便益を挙げている。

1. 社会的な便益
2. 個々のアクチュアリーに対する便益
3. 規制当局に対して専門職に依拠できることを保証する役割

* スイス再保険会社日本支店 〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 5 番 1 号 大手町ファーストスクエア ウェストタワー 9 階

email: Yosuke_Fujisawa@swissre.com

¹ 正式名称は Exposure Draft of Proposed International Standard of Actuarial Practice 6 (ISAP6) on Enterprise Risk Management Programs and IAIS Insurance Core Principles

² 文書名は The Principles of Professionalism